

## 令和6年度第2回地域包括ケア研修会開催要項

### 1 目的

地域包括ケアシステムの構築のために、介護サービス事業所、医療機関のスキルアップを図ることを目的に研修会を開催します。

### 2 研修内容

高齢者虐待の基本を学びます。サービス提供者、施設従事者の様々な場面（介護者の虐待を疑うとき、ケアの行為が虐待と疑われたとき等）の対応、対策について講義していただきます。

### 3 演題・講師

#### (1) 演題

養護者（介護家族等）及び養介護施設従事者等による高齢者への虐待の未然防止、再発防止を考える

～サービス提供者、施設従事者に知ってほしいこと～

（「養介護施設従事者」についてこの要項の最後に記載。参考にしてください。）

#### (2) 講師

日本福祉大学・人間環境大学 非常勤講師

愛知県社会福祉士会 高齢者・障害者虐待対応委員会 委員長

塚本 鋭裕（としひろ）氏

### 4 開催日時

令和7年1月30日（木） 午後1時10分～午後3時

### 5 事務局設置場所

北名古屋市役所 東庁舎 3階 大会議室

### 6 受講対象者

北名古屋市をサービス地域とする居宅介護支援事業所、介護保険サービス事業所、施設、医療機関、地域包括支援センターなど

### 7 可能端末数（端末利用数の上限）

100

### 8 開催方法

オンライン開催（ZOOMを利用）

## 9 研修プログラム（時間）

- (1) 受付（12：40～13：10）  
13時頃に、入室できるようにしますのでお待ちください。
- (2) 主催者あいさつ（13：10～13：15）
- (3) 講義（13：15～14：55）
- (4) 連絡事項（14：55～15：00）

## 10 申込方法 申込締切

下記に示す(1)または、(2)のどちらかの方法でお申し込みください。

- (1) 別紙「FAX 送信票(A)」を地域包括ケア推進室まで FAX (0568-26-4477) する。
  - ① 事業所の種別  
複数の種別の事業所がある施設は、各事業所ごとに FAX 送信票を提出してください。
  - ② 事業所名・電話番号を記入
  - ③ 参加者氏名・職種を記入。  
レインボーネット登録の有無に○を記入。  
端末使用者に○をつける。
  - ④ FAX する。
- (2) LoGo フォームにて申し込む。



LoGo フォーム二次元コード及び URL <https://logoform.jp/f/WdZGP>

## (3) 申込締切

令和7年1月9日（木）

## 11 対応経験及び、取組について

虐待対応の経験及び、虐待防止の取組、困りごとや疑問などを募集します。下記に示す(1)または、(2)のどちらかの方法で提出してください。（任意）

- (1) 別紙「FAX 送信票(B)」を地域包括ケア推進室まで FAX (0568-26-4477) する。
  - ① 所属事業所名・氏名・電話番号を記入。
  - ② 内容を記載。
  - ③ FAX する。
- (2) LoGo フォームにて研修会への参加申し込みと併せてご記入ください。
- (3) 提出締切  
令和7年1月9日（木）

## 12 受講に必要な事項の連絡について

ZOOM のミーティング ID・パスコード・資料は、北名古屋市レインボーネット管理者より、レインボーネットのメッセージを利用し送付します。

レインボーネット登録者のみに送付しますので、情報の共有をお願いします。

1月24日(金)までにZOOMのID、パスワード等連絡メールが届かない場合、事務局まで連絡してください。

## 13 その他

端末利用数が上限を超えた場合、事業所ごとに複数の端末を利用をされてるときはお断りする場合があります。ご了承ください。

## 14 研修に関する問い合わせ

事務局：北名古屋市役所 高齢福祉課 地域包括ケア推進室

地域包括ケア研修会担当 酒井 半谷

電話番号：0568-22-1111（内線3142）

FAX 番号：0568-26-4477

e-mail：[houkatsu@city.kitanagoya.lg.jp](mailto:houkatsu@city.kitanagoya.lg.jp)

### ★★参考★★

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養介護施設従事者等」とは

「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

(高齢者虐待防止法第2条)